報告第25号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例(昭和41年小田原市条例第34号)の規定により、 次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和6年7月5日
- 2 損害賠償額 16,000円
- 3 相 手 方 市外在住者
- 4 事 故 の 概 要 令和6年3月28日午前10時35分頃、市内扇町一丁目15番9号付近の寺町交差点において、広報広聴室職員の運転する公用車が市道0086の井細田大橋側からけやき通り側に右折進行していたところ、国道255号を井細田方面から小田原方面に走行し、けやき通り側に右折しようと、停止線を越えた交差点内で停車していた相手方車両が、赤信号を無視して発進し、車両右後方部に接触し、これを破損した。